

4 指定基準の概要（人員基準及び設備基準）

○共同生活援助

		介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
人員基準	従業者	世話人	・常勤換算で、利用者数を6で除した数以上	・常勤換算で、利用者数を6で除した数以上 ※平成26年4月1日において現存する事業所については、当分の間、10で除した数以上
		生活支援員	・常勤換算で、次の①～④に掲げる数の合計数以上 ①障害者支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ②障害者支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③障害者支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④障害者支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数	
		サービス管理責任者	・利用者数が30人以下：1人以上 ・利用者数が31人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上	
		備考	※共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の夜間支援従事者を置くこと ※世話人及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない	
	管理者	・常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		

設備基準	住居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること</li> <li>・指定事業所は、1以上の共同生活住居を有すること</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活住居は1以上のユニットを有すること</li> <li>・ユニットの居室面積：収納設備等を除き、7.43㎡以上</li> </ul>
	定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定事業所の定員：4人以上</li> <li>・共同生活住居の入居定員：2人以上10人以下（平成18年10月1日以降新規に設置する場合） 2人以上20人以下（既存の建物を利用する場合） 21人以上30人以下（県知事が特に必要と認めた場合）</li> <li>・ユニットの定員：2人以上10人以下</li> <li>・ユニットの居室の定員：1人（夫婦で利用する場合等、特に必要と認められる場合は2人）</li> </ul>
備考	<p>○サテライト型住居について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本体住居と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所（※本体住居から概ね20分以内で移動可能な距離）で運営される住居</li> <li>・一の本体住居に2カ所の設置を限度とする（入居定員が4人以下の場合は、1カ所の設置が限度）</li> <li>・サテライト型住居を設置できるのは、介護サービス包括型及び外部サービス利用型に限る</li> <li>・サテライト型住居の基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>①入居定員を1人とする</li> <li>②日常生活を営む上で必要な設備を設けること</li> <li>③居室の面積は、収納設備等を除き、7.43㎡以上とすること</li> </ul> </li> </ul>	